

無人航空機の飛行に係る許可書

アオイコンサルタント株式会社

殿

平成29年2月27日付けに申請のあった無人航空機を飛行の禁止空域で飛行させるごとについては、航空法第132条ただし書の規定により、下記の無人航空機を飛行させる者が下記のとおり飛行させることについて、申請書のとおり許可する。

記

許可事項：航空法第132条第1号

許可等の期間：平成29年3月15日 から平成30年3月14日の間

無人航空機：DJI INSPIRE 1 製造番号／WP01
WP02

無人航空機を飛行させる者：

飛行の経路：奈良県吉野郡吉野町吉野山周辺
条件：

- 申請書に記載のあった飛行の方法、条件等及び申請書に添付された飛行マニュアルを遵守して飛行せること。また、飛行の際の周囲の状況、天候等に応じて、必要な安全対策を講じ、飛行の安全に万全を期すこと。
- 航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合は、許可を取り消し、又は新たに条件を付すことがある。
- 許可の期間において3ヶ月ごとに、飛行実績を報告すること。

平成29年3月7日

八尾空港事務所長 松岡 龍